議案第１４号

印西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

印西市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月１７日提出

印西市長　　藤　代　　健　吾

印西市手数料条例の一部を改正する条例

印西市手数料条例（昭和５８年条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第２に次のように加える。

9	中間検査申請（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第１項の規定による中間	盛土又は切土をする土地の面積が 0.3 ヘクタール未満の場合	１件につき	3,100円
		盛土又は切土をする土地の面積が 0.3 ヘクタール以上２ヘクタール未満の場合	１件につき	6,200円
		盛土又は切土をする土地の面積が２ヘクタール以上４ヘクタール未満の場合	１件につき	12,400円
		盛土又は切土をする土地の面積が４ヘクタール以上７ヘクタール未満の場合	１件につき	24,900円
		盛土又は切土をする土地の面積が７ヘクタール以上 10 ヘクタール未満の場合	１件につき	43,600円

	検査の申請に対する審査）	盛土又は切土をする土地の面積が10ヘクタール以上の場合	1件につき	62,300円

別表第３を次のように改める。

別表第３（第２条）

番号	種類		区分			金額
1	確認申請	建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認の申請に対する審査	確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	9,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	33,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき	43,000円

				床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	71,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	100,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	280,000円
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	410,000円
				床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	800,000円
				（摘要） 1　建築物を建築する場合（摘要の2に規定する場合及び移転する場合を		

				除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 ２　確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の２分の１（床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。 ３　建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（摘要の４に規定する場合を除く。）の床面積の合計は、当該移転、修繕、模様替に係る部分の床面積の２分の１について算定する。 ４　確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１について算定する。 ５　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 11 条第１項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第５号）第２条第１項第１号に該当する場合に

				限る。）の手数料の額は、この表に定める額に、26の項建築物エネルギー消費性能適合性判定の目建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は同法第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。		
			確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合		1件につき	確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、同法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査の節に

						掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による金額の合計額を加算した額
		建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき	22,000円
				小荷物専用昇降機	1基につき	8,000円
			確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき	10,000円
				小荷物専用昇降機	1基につき	6,000円
		建築基準法第88条	工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画を変更して工		1基	

		第１項において準用する同法第６条第１項の規定による確認の申請に対する審査	作物を築造する場合を除く。）			につき	20,000 円
			確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合			１基につき	8,000 円
2	完了検査申請	建築基準法第７条第１項の規定による完了検査の申請に対する審査	建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物以外の建築物に関する完了検査	完了検査の申請に係る計画に建築基準法第 87 条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	１件につき	22,000 円
					床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	１件につき	28,000 円
					床面積の合計が 100 平方メートルを超え、	１件に	38,000 円

					200平方メートル以内のもの	つき	
					床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき	53,000円
					床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	86,000円
					床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メー	1件につき	110,000円

					トル以内のもの		
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	170,000円
					床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	270,000円
					床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	550,000円

					（摘要） １　建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 ２　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１について算定する。		
				完了検査の申請に係る計画に建築基準法第 87 条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合		１件につき	完了検査の申請に係る計画に建築基準法第 87 条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、同法第 87 条の４において準用する同法第７条第１

							項の規定による完了検査の申請に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による金額の合計額を加算した額
			建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物に関する完了検査	完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	１件につき	19,000円
					床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	１件につき	25,000円
					床面積の合計が		

					100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	35,000円
					床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき	50,000円
					床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	83,000円
					床面積の合計が1,000平方メート	1件	

					ルを超え、2,000平方メートル以内のもの	につき	100,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	160,000円
					床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	260,000円
					床面積の合計が50,000平方メー	1件に	540,000円

					トルを超えるもの	つき	
					（摘要） １　建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 ２　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１について算定する。		
				完了検査の申請に係る計画に建築基準法第 87 条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合		１件につき	完了検査の申請に係る計画に建築基準法第 87 条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、同法第 87 条の４において準

						用する同法第７条第１項の規定による完了検査の申請に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による金額の合計額を加算した額
		建築基準法第87条の４において準用する同法第７条第１項の規定による完了検査の申請に対する審査	小荷物専用昇降機以外の建築設備		１基につき	36,000円
			小荷物専用昇降機		１基につき	20,000円
		建築基準				

		法第88条第１項において準用する同法第７条第１項の規定による完了検査の申請に対する審査	１基につき		22,000円
3	中間検査申請	建築基準法第７条の３第１項の規定による中間検査の申請に対する審査	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	１件につき	19,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	１件につき	25,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	１件につき	31,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	１件に	40,000円

				つき	
			中間検査を行う部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	1件につき	57,000 円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	1件につき	77,000 円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	1件につき	150,000 円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	1件につき	260,000 円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	1件につき	540,000 円
	検査済	建築基準			

4	証の交付を受ける前における確認の申請に係る建築物等の仮使用認定申請	法第７条の６第１項第１号（同法第 87 条の４又は同法第 88 条第１項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に対する審査	１件につき			120,000 円
5	計画通知	建築基準法第 18 条第２項の規定による計画の通知に対する審査	計画の通知に係る計画に建築基準法第 87 条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	１件につき	9,000 円
				床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	１件につき	19,000 円
				床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	１件につ	33,000 円

					き	
				床面積の合計が 200 平方メートルを超え、300 平方メートル以内のもの	1 件につき	43,000 円
				床面積の合計が 300 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	1 件につき	71,000 円
				床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	1 件につき	100,000 円
				床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	1 件につき	280,000 円
				床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	1 件につき	410,000 円
				床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	1 件に	800,000 円

					つき	
				（摘要） １　建築物を建築する場合（摘要の２に規定する場合及び移転する場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 ２　確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の２分の１（床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。 ３　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（摘要の４に規定する場合を除く。）の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１について算定する。 ４　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１について算定する。 ５　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第２項た		

				だし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号に該当する場合に限る。）の計画通知手数料の額は、この表に定める額に、26の項建築物エネルギー消費性能適合性判定の目建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第１項又は同法第12条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。		
			計画の通知に係る計画に第87条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合		１件につき	計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、同法第87条の４において準用する同法第18条第２項

						の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による金額の合計額を加算した額
		建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定による計画の通知に対する審査	建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	小荷物専用昇降機以外の建築設備	１基につき	22,000円
				小荷物専用昇降機	１基につき	8,000円
			確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	小荷物専用昇降機以外の建築設備	１基につき	10,000円
				小荷物専用昇降機	１基に	6,000円

						つき	
		建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。）			1基につき	20,000円
			確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合			1基につき	8,000円
6	工事完了通知	建築基準法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物に関する完了検査	工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	22,000円
					床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	28,000円

					床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	38,000円
					床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき	53,000円
					床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	86,000円
					床面積の合計が		

					1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	1 件につき	110,000 円
					床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	1 件につき	170,000 円
					床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	1 件につき	270,000 円
					床面積の合計が	1 件	

					50,000平方メートルを超えるもの	につき	550,000円
					（摘要） １　建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 ２　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１について算定する。		
				工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合		１件につき	工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、同

							法第87条の４において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による金額の合計額を加算した額
			建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物に関する完了検査	工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	１件につき	19,000円
					床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル	１件につき	25,000円

					以内のもの		
					床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	35,000円
					床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき	50,000円
					床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	83,000円

					床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	100,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	160,000円
					床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	260,000円

					床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	540,000円
					（摘要） 1　建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 2　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。		
				工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合			工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当

					1件につき	該昇降機について、同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による金額の合計額を加算した額
		建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する	小荷物専用昇降機以外の建築設備		1基につき	36,000円
			小荷物専用昇降機		1基につき	20,000円

		検査			
		建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査	1基につき		22,000円
7	特定工程工事終了通知	建築基準法第18条第28項の規定による特定工程の工事終了の通知に対する検査	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	25,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	31,000円

			中間検査を行う部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え、300 平方メートル以内のもの	1件につき	40,000 円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	1件につき	57,000 円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	1件につき	77,000 円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	1件につき	150,000 円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	1件につき	260,000 円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	1件につ	540,000 円

				き	
8	検査済証の交付を受ける前における計画の通知に係る建築物等の仮使用認定申請	建築基準法第18条第38項第1号（同法第87条の４又は同法第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に対する審査	１件につき		120,000円
9	道の位置の指定申請	建築基準法第42条第１項第５号の規定による道の位置の指定の申請に対する審査	指定	１件につき	50,000円
			変更	１件につき	25,000円
			廃止	１件	

				につき	25,000円
10	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請	建築基準法第43条第２項第１号の規定による建築物の認定の申請に対する審査	１件につき		27,000円
11	仮設建築物建築許可申請	建築基準法第85条第６項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	１件につき		120,000円
12	一団地の建築物の特例認定申請	建築基準法第86条第１項の規定による１又は２以上の	建築物の数が２以下である場合	１件につき	78,000円
			建築物の数が３以上である場合	１	78,000円に

		建築物に関する特例の認定の申請に対する審査		件につき	２を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
13	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請	建築基準法第 86 条第２項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物（建築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が１である場合	１件につき	78,000 円
			建築物の数が２以上である場合	１件につき	78,000 円に１を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
14	公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等認定申請	建築基準法第 86 条の２第１項の規定による建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	建築物（新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が１である場合	１件につき	78,000 円
			建築物の数が２以上である場合	１件につき	78,000 円に１を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加算

					した額
15	一の敷地とみなすこと等の認定の取消し申請	建築基準法第86条の5第1項の規定による一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの申請に対する審査	1件につき		6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
16	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに	建築基準法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に	1件につき		27,000円

	関する制限の適用除外に係る認定申請	対する審査		
17	既存の一の建築物について２以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画認定申請	建築基準法第 86 条の８第１項の規定による既存の一の建築物について２以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	１件につき	120,000 円
	既存の一の建築物について２以上	建築基準法第 86 条の８第３項の規定による既		

18	の工事に分けて工事を行う場合の全体計画変更認定申請	存の一の建築物について２以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	１件につき	120,000 円
19	既存の一の建築物について２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画認定申請	建築基準法第 87 条の２第１項の規定による既存の一の建築物について２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に	１件につき	120,000 円

		対する審査		
20	既存の一の建築物について２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画変更認定申請	建築基準法第87条の２第２項において準用する同法第86条の８第３項の規定による既存の一の建築物について２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	１件につき	120,000円
	建築物	建築基準		

21	の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請	法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査	1件につき	120,000円
22	敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係	1件につき	27,000円

		る認定の申請に対する審査				
23	道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	1件につき			27,000円
	低炭素建築物新築等計画認定申請	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネル	一戸建ての住宅		1件につき 5,000円
				共同住宅	建築物	

		84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	ギー消費性能の向上等に関する法律第14条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（申請に係る建築物の住宅部分に係る部分にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関。）	等	の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	10,000円
24					建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	20,000円
				非住宅建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	10,000円
					建築物の延べ面積が300平方メートル以	1件につき	16,000円

			により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第		上のもの		

			1346号）に基づく断熱等性能等級５及び一次エネルギー消費量等級６に適合しているものに限る。）の写しが提出された場合					
			その他の場合	一戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき	17,000円
						建築物の延べ面積が200平方メートル以上のも	1件につき	19,000円

						の		
					誘導仕様・計算併用法による場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき	25,000円
						建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき	28,000円
					その他の場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき	34,000円
						建築物の延べ面積が	1件	

						200平方メートル以上のもの	につき	37,000円
				共同住宅等	誘導仕様基準による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	32,000円
						建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	56,000円
					誘導仕様・計算併用法による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	50,000円

						建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	84,000円
					その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	67,000円
						建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	112,000円
				非住宅建築	モデル建築物基準によ	建築物の延べ面積が300平方メー	1件に	85,000円

				物	る場合	トル未満のもの	つき	
						建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	108,000円
					その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	221,000円
						建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	277,000円
			（摘要）					

			１　モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第１号。以下この摘要において「省令」という。）第 10 条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準をいう。 ２　誘導仕様基準とは、省令第 10 条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準をいう。 ３　誘導仕様・計算併用法とは、省令第 10 条第２号イ（１）及びロ（２）に定める基準又は同号イ（２）及びロ（１）に定める基準により評価する方法をいう。 ４　複合建築物に係る手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が１である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。 ５　都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第２項の規定による申出があった場合の手数料の額は、この表に定める額に、５の項計画通知の目建築基準法第 18 条第２項の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。	
	低炭素建築物新築等計画変更認定	都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第		24 の項低炭素建築物新築等計画認定申請の目都市の低炭

25	申請	１項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	１件につき				素化の促進に関する法律第 53 条第１項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節金額の欄に定める額に２分の１を乗じて得た額
			（摘要） 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第２項において準用する同法第 54 条第２項の規定による申出があった場合の手数料の額は、この表に定める額に、５の項計画通知の目建築基準法第 18 条第２項の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。				
	建築物エネルギー消費性能	建築物のエネルギー消費性能の向上	一戸建ての住宅	仕様基準による場合	建築物の延べ面積が 200 平	1 件	

	適合性判定	等に関する法律第11条第1項又は同法第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査			方メートル未満のもの	につき	17,000円
					建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき	19,000円
26				仕様・計算併用法による場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき	25,000円
					建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき	28,000円

				その他の場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき	34,000円
					建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき	37,000円
			共同住宅等	仕様基準による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	32,000円
					建築物の延べ面積が300平方メー	1件に	56,000円

					トル以上のもの	つき	
				仕様・計算併用法による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	50,000円
					建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	84,000円
				その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	67,000円
					建築物の延べ		

					面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	112,000円
			工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるもののみに供する非住宅建築物（以下この項において「特定非住宅建築物」という。）	モデル建築物基準Bによる場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	19,000円
					建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	26,000円
				その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のも	1件につき	23,000円

					の		
					建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	30,000円
			特定非住宅建築物以外の非住宅建築物(以下この項において「一般非住宅建築物」という。)	モデル建築物基準Bによる場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	85,000円
					建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	108,000円
				その他の場合	建築物の延べ面積が	1	

					300平方メートル未満のもの	件につき	221,000円
					建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	277,000円

（摘要）

1　モデル建築物基準Bとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この摘要において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。

2　仕様基準とは、省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準をいう。

3　仕様・計算併用法とは、省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）に定める基準又は同号イ（2）及びロ（1）に定める基準により評価する方法をいう。

4　共同住宅等に係る手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。

			５　複合建築物に係る手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が１である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるもののみに供するものである場合にあっては特定非住宅建築物と、その他の場合にあっては一般非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。	
27	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第２項又は同法第12条第３項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	１件につき	26の項建築物エネルギー消費性能適合性判定の目建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第１項又は同法第12条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の

							節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節金額の欄に定める額に２分の１を乗じて得た額
28	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項にお	一戸建ての住宅		１件につき	5,000円
				共同住宅等	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	１件につき	10,000円
					建築物の延べ面積が300平方メートル以	１件につき	20,000円

			いて「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準に適合していると認め		上のもの		
				非住宅建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	１件につき	10,000円
					建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	１件につき	16,000円

			られたもの（非住宅部分については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に認められたものに限る。）である場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級５及び一次				

			エネルギー消費量等級６に適合しているものに限る。）の写しが提出された場合					
			その他の場合	一戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	１件につき	17,000円
						建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	１件につき	19,000円
					誘導仕様・計算	建築物の延べ面積が200平	１件に	25,000円

					併用法による場合	方メートル未満のもの	つき	
						建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき	28,000円
					その他の場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき	34,000円
						建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき	37,000円

				共同住宅等	誘導仕様基準による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	32,000円
						建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	56,000円
					誘導仕様・計算併用法による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	50,000円
						建築物の延べ面積が300平方メー	1件に	84,000円

						トル以上のもの	つき	
					その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	67,000円
						建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	112,000円
				非住宅建築物	モデル建築物基準Aによる場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	85,000円
						建築物の延べ		

						面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	108,000円
					その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	221,000円
						建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	277,000円
			（摘要） １　モデル建築物基準Aとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この摘要において「省令」という。）第10条第1号イ（２）及びロ（２）に定める基準をいう。 ２　誘導仕様基準とは、省令第10条第2号イ（２）及びロ（２）に定める基準をいう。					

			３　誘導仕様・計算併用法とは、省令第 10 条第２号イ（１）及びロ（２）に定める基準又は同号イ（２）及びロ（１）に定める基準により評価する方法をいう。 ４　共同住宅等に係る手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。 ５　複合建築物に係る手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が１である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。 ６　申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ表に定める額の合計額とする。 ７　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第２項の規定による申出があった場合の手数料の額は、この表又は適用の４から６に定める額に、５の項計画通知の目建築基準法第 18 条第２項の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による金額を加算した額とする。	
	建築物エネルギー消	建築物のエネルギー消費性		28 の項建築物エネルギー消費性能

29	費性能向上計画変更認定申請	能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	向上計画認定申請の目建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
			（摘要） 1　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出があった場合の手数料の額は、この表に定める額に、5の項計画通知の目建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知に	

			対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。 ２　申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の額は、建築物（計画の変更に係る建築物に限る。）ごとにそれぞれ表に定める額の合計額とする。	
30	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	1件につき	26の項建築物エネルギー消費性能適合性判定の目建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は同法第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節金額の欄に定め

		の申請に対する審査					る額に２分の１を乗じて得た額
31	建築台帳記載証明書交付		１通につき				300 円
32	長期優良住宅建築等計画認定申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87条）第５条第１項から第５項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅の普及の促進に関	新築	一戸建ての住宅	１件につき	8,000 円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸以下のもの	１件につき	15,000 円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸を超えるもの	１件につき	26,000 円
				増築又は改築	一戸建ての住宅	１件につき	12,000 円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸以下	１件に	23,000 円

			する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合		のもの	つき	
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸を超えるもの	１件につき	40,000 円
			その他の場合	新築	一戸建ての住宅	１件につき	41,000 円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸以下のもの	１件につき	101,000 円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸を超えるもの	１件につき	163,000 円
				増築又は	一戸建ての住宅	１件に	62,000 円

				改築		つき	
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸以下のもの	１件につき	152,000 円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸を超えるもの	１件につき	244,000 円
			（摘要） １　共同住宅等に係る手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第４項又は第５項の規定による認定の申請に係るものを除く。）の額は、この節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 ２　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出があった場合の手数料の額は、この表に定める金額に、５の項計画通知の目建築基準法第 18 条第２項の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。				
	長期優良住宅維持保	長期優良住宅の普及の促進	申請に係る長期優良住宅維	一戸建ての住宅		１件に	12,000 円

	全計画認定申請	に関する法律第５条第６項又は第７項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合		つき	
				共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸以下のもの	１件につき	23,000 円
33				共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸を超えるもの	１件につき	40,000 円
			その他の場合	一戸建ての住宅	１件につき	62,000 円
				共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸以下のもの	１件につき	152,000 円

				共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸を超えるもの	１件につき	244,000 円
			（摘要） 共同住宅等に係る手数料（第５条第６項の規定による認定の申請に係るものに限る。）の額は、この節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。			
	長期優良住宅建築等計画変更認定申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第１項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査				32 の項長期優良住宅建築等計画認定申請の目長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項から第５項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の節に掲げ

34			１件につき	る区分に応じ、それぞれ同節金額の欄に定める額（共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第４項又は第５項の規定による認定の申請に基づき第６条第１項の認定を受けたものを除く。）の変更にあっては、同節の摘要に定める額）に２分の１を乗じて得た額

			（摘要） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項において準用する同法第６条第２項の規定による申出があった場合の手数料の額は、この表に定める額に、５の項計画通知の目建築基準法第 18 条第２項の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。	
		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第９条第１項又は第３項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	１件につき	1,700 円
	長期優良住宅維持保全計画変更認	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８		33 の項長期優良住宅維持保全計画認定申請の目長期優良

	定申請	条第１項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査		住宅の普及の促進に関する法律第５条第６項又は第７項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節金額の欄に定める額（共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画（第５条第６項の規定による認定の申請に基づき第６条第１項の認定を受けたものに限る。）
35			１件につき	

				の変更にあっては、同節の摘要に定める額）に２分の１を乗じて得た額
36	計画の認定に基づく地位の承継の承認申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による計画の認定に基づく地位の承継の承認申請に対する審査	１件につき	1,700円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、別表第２の９の項の改正規定は、令和７年５月２６日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に建築基準法第６条第１項又は第１８条第３項（第８８条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者であって、建築物の建築、工作物の築造の工事に着手しているものに係る確認申請、完了検査申請、中間検査申請、計画通知、工事完了通知及び特定工程工事終了通知の規定の適用については、この条例による改正後の

印西市手数料条例別表第３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第１４号審議資料

印西市手数料条例（昭和５８年条例第１号）の一部を改正する条例の制定について

１　改正の要旨

(1)　別表第２

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第１８条第１項の規定による中間検査の申請に対する審査について、中間検査申請手数料の種類、区分及び金額を加えるもの

(2)　別表第３

ア　確認申請等の区分及び金額を改めるもの

イ　建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分及び金額を改めるもの

ウ　その他所要の改正を行うもの

２　改正の理由

(1)　千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和６年千葉県条例第４１号）の公布により、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）に基づく事務のうち、中間検査等に係る事務が権限移譲されることによるもの

(2)　脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第６９号）の公布により、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が改正されたことによるもの

(3)　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和６年法律第５３号）の公布により、建築基準法が改正されたことによるもの

３　施行期日等

(1)　施行期日

令和７年４月１日。ただし、別表第２の９の項の改正規定は、令和７年５月２６日

(2)　経過措置

この条例の施行の際現に建築基準法第６条第１項又は第１８条第３項（第８８条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者であって、建築物の建築、工作物の築造の工事に着手しているものに係る確認申請、完了検査申請、中間検査申請、計画通知、工事完了通知及び特定工程工事終了通知の規定の適用については、この条例による改正後の印西市手数料条例別表第３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

４　新旧対照表

新	旧
第１条　（略） （種類及び額） 第２条　手数料の種類及び額は、別表第１、別表第２及び別表第３に掲げ	第１条　（略） （種類及び額） 第２条　手数料の種類及び額は、別表第１、別表第２及び別表第３に掲げ

るとおりとする。

２　（略）

第３条～第７条　（略）

別表第１（略）

別表第２

番号	種類	区分	金額
（中略）			
８	優良宅地造成認定申請（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定する宅地造成が優良な宅地の供給に寄与するものであるとして認定の申請に対する審査）	（略）	（略）
	中間	盛土又は	

るとおりとする。

２　（略）

第３条～第７条　（略）

別表第１（略）

別表第２

番号	種類	区分	金額
（中略）			
８	優良宅地造成認定申請（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定する宅地造成が優良な宅地の供給に寄与するものであるとして認定の申請に対する審査）	（略）	（略）

		検査申請（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項の規定による中間検査の申請に対する審査）	切土をする土地の面積が0.3ヘクタール未満の場合	1件につき	3,100円		
			盛土又は切土をする土地の面積が0.3ヘクタール以上2ヘクタール未満の場合	1件につき	6,200円		
			盛土又は切土をする土地の面積が2ヘクタール以上4ヘクタール未満の場合	1件につき	12,400円		
	9		盛土又は切土をする土地の面積が4ヘクタール以上7ヘクタール未満の場合	1件につき	24,900円		
			盛土又は切土をする土地の面積が7ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	1件につき	43,600円		
			盛土又は切土をする土地の面積が10	1件に	62,300円		

		ヘクタール以上の場合	つき	

別表３

別表第３の新旧対照表は、８４から１０２までに記載

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、別表第２の９の項の改正規定は、令和７年５月26日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に建築基準法第６条第１項又は第18条第３項（第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者であって、建築物の建築、工作物の築造の工事に着手しているものに係る確認申請、完了検査申請、中間検査申請、計画通知、工事完了通知及び特定工程工事終了通知の規定の適用については、この条例による改正後の印西市手数料条例別表第３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表３

新

○印西市手数料条例

別表第３（第２条）

番号	種類		区分			金額
1	確認申請	建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認の申請に対する審査	確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	１件につき	9,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	１件につき	19,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	１件につき	33,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	１件につき	43,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	１件につき	71,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	１件につき	100,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	１件につき	280,000円
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	１件につき	410,000円
				床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	１件につき	800,000円
			（摘要） １～２　（中略） ３　建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（摘要の４に規定する場合を除く。）の床面積の合計は、当該移転、修繕、模様替に係る部分の床面積の２分の１について算定する。 ４　確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１について算定する。 ５　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第１項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）第２条第１項第１号に該当する場合に限る。）の手数料の額は、この表に定める額に、25の項建築物エネルギー消費性能適合性判定の目建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第１項又は同法第12条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。			
			確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合		１件につき	確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、同法第87条の４において準用する同法第６条第１項の規定による確認の申請に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による金額の合計額を加算した額
		建築基準法第87条の４において準用する同法第６条第１項の規定による確認の申請に対する審査	建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	小荷物専用昇降機以外の建築設備	１基につき	22,000円
				小荷物専用昇降機	１基につき	8,000円
			確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	小荷物専用昇降機以外の建築設備	１基につき	10,000円
				小荷物専用昇降機	１基につき	6,000円
		建築基準法第88条第１項において準用する同法第６条第１項の規定	工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。）		１基につき	20,000円

旧

○印西市手数料条例

別表第３（第２条）

番号	種類		区分		金額
1	確認申請	建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認の申請に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	１件につき	5,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	１件につき	9,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	１件につき	14,000円
			床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	１件につき	19,000円
			床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	１件につき	34,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	１件につき	48,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	１件につき	140,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	１件につき	240,000円
			床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	１件につき	460,000円
			（摘要） １～２　（中略） ３　建築物を移転する場合（摘要の４に規定する場合を除く。）の床面積の合計は、当該移転に係る部分の床面積の２分の１について算定する。 ４　確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転する場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１について算定する。		
		建築基準法第88条第１項において準用する同法第６条第１項の規定	工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。）	１基につき	8,000円

		による確認の申請に対する審査	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合			1基につき	8,000円
2	完了検査申請	建築基準法第７条第１項の規定による完了検査の申請に対する審査	建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物以外の建築物に関する完了検査	完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	22,000円
					床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	28,000円
					床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	38,000円
					床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき	53,000円
					床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	86,000円
					床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	110,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	170,000円
					床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	270,000円
					床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	550,000円
				（摘要） １　（中略） ２　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１について算定する。			
				完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合		1件につき	完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、同法第87条の４において準用する同法第７条第１項の規定による完了検査の申請に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による金額の合計額を加算した額
			建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物に関する完了検査	完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円
					床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	25,000円
					床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	35,000円
					床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき	50,000円
					床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	83,000円
					床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	100,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	160,000円
					床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	260,000円
					床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	540,000円
				（摘要） １　（中略） ２　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場			

		による確認の申請に対する審査	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合			1基につき	4,000円
2	完了検査申請	建築基準法第７条第１項の規定による建築物の完了検査の申請に対する審査	建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物以外の建築物に関する完了検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの		1件につき	10,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		1件につき	12,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		1件につき	16,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		1件につき	22,000円
				床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		1件につき	36,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		1件につき	50,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの		1件につき	120,000円
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの		1件につき	190,000円
				床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの		1件につき	380,000円
				（摘要） １　（中略） ２　建築物を移転した場合の床面積の合計は、当該移転に係る部分の床面積の２分の１について算定する。			
			建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物に関する完了検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの		1件につき	9,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		1件につき	11,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		1件につき	15,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		1件につき	21,000円
				床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		1件につき	35,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		1件につき	47,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの		1件につき	110,000円
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの		1件につき	180,000円
				床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの		1件につき	370,000円
				（摘要） １　（中略） ２　建築物を移転した場合の床面積の合計は、当該移転に係る部分の床面積の２分の１につ			

				合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１について算定する。		
				完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合	１件につき	完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、同法第87条の４において準用する同法第７条第１項の規定による完了検査の申請に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による金額の合計額を加算した額
		建築基準法第87条の４において準用する同法第７条第１項の規定による完了検査の申請に対する審査	小荷物専用昇降機以外の建築設備		１基につき	36,000円
			小荷物専用昇降機		１基につき	20,000円
		建築基準法第88条第１項において準用する同法第７条第１項の規定による完了検査の申請に対する審査	１基につき			22,000円
3	中間検査申請	建築基準法第７条の３第１項の規定による中間検査の申請に対する審査	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの		１件につき	19,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		１件につき	25,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		１件につき	31,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの		１件につき	40,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		１件につき	57,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		１件につき	77,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの		１件につき	150,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの		１件につき	260,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの		１件につき	540,000円
4	検査済証の交付を受ける前における確認の申請に係る建築物等の仮使用認定申請	建築基準法第７条の６第１項第１号(同法第87条の４又は同法第88条第１項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請に対する審査	１件につき			120,000円
	計画通知	建築基準法第18条第２項の規定による計画の通知に対する審査	計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	１件につき	9,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	１件につき	19,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	１件につき	33,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	１件につき	43,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	１件につき	71,000円

			いて算定する。		
		建築基準法第88条第１項において準用する同法第７条第１項の規定による完了検査の申請に対する審査	１基につき		9,000円
3	中間検査申請	建築基準法第７条の３第１項の規定による中間検査の申請に対する審査	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	１件につき	9,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	１件につき	11,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	１件につき	15,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	１件につき	20,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	１件につき	33,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	１件につき	45,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	１件につき	100,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	１件につき	160,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	１件につき	330,000円
	計画通知	建築基準法第18条第２項の規定による計画の通知に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	１件につき	5,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	１件につき	9,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	１件につき	14,000円
			床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	１件につき	19,000円
			床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	１件につき	34,000円

5					床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	100,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	280,000円
					床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	410,000円
					床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	800,000円
					（摘要） 1～2　（中略） 3　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（摘要の4に規定する場合を除く。）の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 4　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 5　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）の計画通知手数料の額は、この表に定める額に、25の項建築物エネルギー消費性能適合性判定の目建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は同法第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。		
			計画の通知に係る計画に第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合			1件につき	計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による金額の合計額を加算した額
		建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	小荷物専用昇降機以外の建築設備		1基につき	22,000円
				小荷物専用昇降機		1基につき	8,000円
			確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	小荷物専用昇降機以外の建築設備		1基につき	10,000円
				小荷物専用昇降機		1基につき	6,000円
		建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。）			1基につき	20,000円
			確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合			1基につき	8,000円
	工事完了通知	建築基準法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物に関する完了検査	工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	22,000円
					床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	28,000円
					床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	38,000円
					床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき	53,000円
					床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	86,000円
					床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	110,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	170,000円

4					床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	48,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	140,000円
					床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	240,000円
					床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	460,000円
					（摘要） 1～2　（中略） 3　建築物を移転する場合（摘要の4に規定する場合を除く。）の床面積の合計は、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 4　確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転する場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。		
		建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。）			1基につき	8,000円
			確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合			1基につき	4,000円
	工事完了通知	建築基準法第18条第16項の規定による工事の完了の通知に対する検査	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物に関する完了検査		床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	10,000円
					床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	12,000円
					床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	16,000円
					床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	22,000円
					床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	36,000円
					床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	50,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	120,000円

6					床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	270,000円
					床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	550,000円
					（摘要） 1　（中略） 2　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１について算定する。		
				工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合		1件につき	工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、同法第87条の４において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による金額の合計額を加算した額
			建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物に関する完了検査	工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円
					床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	25,000円
					床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	35,000円
					床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき	50,000円
					床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	83,000円
					床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	100,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	160,000円
					床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	260,000円
					床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	540,000円
					（摘要） 1　（中略） 2　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１について算定する。		
				工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合		1件につき	工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、同法第87条の４において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による金額の合計額を加算した額
		建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査	小荷物専用昇降機以外の建築設備			1基につき	36,000円
			小荷物専用昇降機			1基につき	20,000円

5				床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	190,000円
				床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	380,000円
				（摘要） 1　（中略） 2　建築物を移転した場合の床面積の合計は、当該移転に係る部分の床面積の２分の１について算定する。		
			建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物に関する完了検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	9,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	11,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	15,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	21,000円
				床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	35,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	47,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	110,000円
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	180,000円
				床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	370,000円
				（摘要） 1　（中略） 2　建築物を移転した場合の床面積の合計は、当該移転に係る部分の床面積の２分の１について算定する。		

		建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査	１基につき		22,000円
7	特定工程工事終了通知	建築基準法第18条第28項の規定による特定工程の工事終了の通知に対する検査	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	１件につき	19,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	１件につき	25,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	１件につき	31,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	１件につき	40,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	１件につき	57,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	１件につき	77,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	１件につき	150,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	１件につき	260,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	１件につき	540,000円
8	検査済証の交付を受ける前における計画の通知に係る建築物等の仮使用認定申請	建築基準法第18条第38項第1号（同法第87条の４又は同法第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に対する審査	１件につき		120,000円
9	道の位置の指定申請	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）
			（中略）		
			（中略）		
10	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請	（中略）	（中略）		（中略）
11	仮設建築物建築許可申請	（中略）	（中略）		（中略）
12	一団地の建築物の特例認定申請	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）
			（中略）	（中略）	（中略）
13	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）
			（中略）	（中略）	（中略）
14	公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等認定申請	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）
			（中略）	（中略）	（中略）

		建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第16項の規定による工事の完了の通知に対する検査	１基につき		9,000円
6	特定工程工事終了通知	建築基準法第18条第19項の規定による特定工程の工事終了の通知に対する検査	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	１件につき	9,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	１件につき	11,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	１件につき	15,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	１件につき	20,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	１件につき	33,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	１件につき	45,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	１件につき	100,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	１件につき	160,000円
			中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	１件につき	330,000円
7	道の位置の指定申請	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）
			（中略）		
			（中略）		
8	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請	（中略）		（中略）	（中略）
9	仮設建築物建築許可申請	（中略）		（中略）	（中略）
10	一団地の建築物の特例認定申請	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）
			（中略）	（中略）	（中略）
11	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）
			（中略）	（中略）	（中略）
12	公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等認定申請	（中略）	（中略）	（中略）	（中略）
			（中略）	（中略）	（中略）

15	一の敷地とみなすこと等の認定の取消し申請	（中略）	（中略）	（中略）
16	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	（中略）	（中略）	（中略）
17	既存の一の建築物について２以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画認定申請	建築基準法第86条の８第１項の規定による既存の一の建築物について２以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	（中略）	（中略）
18	既存の一の建築物について２以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画変更認定申請	（中略）	（中略）	（中略）
19	既存の一の建築物について２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画認定申請	（中略）	（中略）	（中略）
20	既存の一の建築物について２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画変更認定申請	（中略）	（中略）	（中略）
21	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請	（中略）	（中略）	（中略）
22	敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請	（中略）	（中略）	（中略）
23	道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請	（中略）	（中略）	（中略）

13	一の敷地とみなすこと等の認定の取消し申請	（中略）	（中略）	（中略）
14	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	（中略）	（中略）	（中略）
15	既存の一の建築物について２以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定申請	建築基準法第86条の８第１項の規定による既存の一の建築物について２以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	（中略）	（中略）
16	既存の一の建築物について２以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画変更認定申請	（中略）	（中略）	（中略）
17	既存の一の建築物について２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画認定申請	（中略）	（中略）	（中略）
18	既存の一の建築物について２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画変更認定申請	（中略）	（中略）	（中略）
19	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請	（中略）	（中略）	（中略）
20	敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請	（中略）	（中略）	（中略）
21	道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請	（中略）	（中略）	（中略）
22	建築台帳記載証明書交付	１通につき		300円

	長期優良住宅建築等計画認定申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87条）第５条第１項から第５項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	新築	一戸建ての住宅	１件につき	8,000円
					共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が５戸以下のもの	１件につき	15,000円
					共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が５戸を超えるもの	１件につき	26,000円
				増築又は改築	一戸建ての住宅	１件につき	12,000円
					共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が５戸以下のもの	１件につき	23,000円
					共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が５戸を超えるもの	１件につき	40,000円

23			その他の場合	新築	一戸建ての住宅	1件につき	41,000円
					共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が５戸以下のもの	1件につき	101,000円
					共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が５戸を超えるもの	1件につき	163,000円
				増築又は改築	一戸建ての住宅	1件につき	62,000円
					共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が５戸以下のもの	1件につき	152,000円
					共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が５戸を超えるもの	1件につき	244,000円
			（摘要） １　共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第４項又は第５項の規定による認定の申請に係るものを除く。）の額は、この節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節手数料の金額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 ２　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出があった場合の長期優良住宅建築等計画認定申請の手数料の額は、この表又はこの摘要欄の１に定める額に、４の項計画通知の目建築基準法第18条第２項の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。				
24	長期優良住宅建築等計画変更認定申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第１項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査				1件につき	21の項長期優良住宅建築等計画認定申請の目長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第５条第１項から第５項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節手数料の金額の欄に定める額（共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第４項又は第５項の規定による認定の申請に基づき同法第６条第１項の認定を受けたものを除く。）の変更にあっては、同節の摘要欄の１に定める額）に２分の１を乗じて得た額
		（摘要） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項において準用する同法第６条第２項の規定による申出があった場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請の手数料の額は、この表に定める額に、４の項計画通知の目建築基準法第18条第２項の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。					
		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第９条第１項又は第３項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査				1件につき	1,700円
25	長期優良住宅維持保全計画認定申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第６項又は第７項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	一戸建ての住宅		1件につき	12,000円
				共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が５戸以下のもの		1件につき	23,000円
				共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が５戸を超えるもの		1件につき	40,000円
			その他の場合	一戸建ての住宅		1件につき	62,000円

	低炭素建築物新築等計画認定申請	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第１項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（申請に係る建築物の住宅部分に係る部分にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関。）により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級５及び一次エネルギー消費量等級６に適合しているものに限る。）の写しが提出された場合	（中略）		（中略）	（中略）
				共同住宅等	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	（中略）	（中略）
					建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	（中略）	（中略）
				非住宅建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	（中略）	（中略）
					建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	（中略）	（中略）

				共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が５戸以下のもの	１件につき	152,000円
				共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が５戸を超えるもの	１件につき	244,000円
			（摘要） 共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第６項の規定による認定の申請に係るものに限る。）の額は、この節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節手数料の金額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。			
26	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第１項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	１件につき			23の項長期優良住宅維持保全計画認定申請の目長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第６項又は第７項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節手数料の金額の欄に定める額（共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第６項の規定による認定の申請に基づき同法第６条第１項の認定を受けたものに限る。）の変更にあっては、同節の摘要欄に定める額）に２分の１を乗じて得た額		
27	計画の認定に基づく地位の承継の承認申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による計画の認定に基づく地位の承継の承認申請に対する審査			１件につき	1,700円
	低炭素建築物新築等計画認定申請	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第１項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（申請に係る建築物の住宅部分に係る部分にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関。以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級５及び一次エネルギー消費量等級６に適合しているものに限る。）の写しが提出された場合	（中略）		（中略）	（中略）
				共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	（中略）	（中略）
					床面積の合計が300平方メートル以上のもの	（中略）	（中略）
				非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	（中略）	（中略）
					床面積の合計が300平方メートル以上のもの	（中略）	（中略）

24			その他の場合	一戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	（中略）	（中略）
						建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	（中略）	（中略）
					誘導仕様・計算併用法による場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	１件につき	25,000円
						建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	１件につき	28,000円
					その他の場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	（中略）	（中略）
						建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	（中略）	（中略）
				共同住宅等	誘導仕様基準による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	（中略）	（中略）
						建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	（中略）	（中略）
					誘導仕様・計算併用法による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	１件につき	50,000円
						建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	１件につき	84,000円
					その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	（中略）	（中略）
						建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	（中略）	（中略）
				非住宅建築物	モデル建築物基準による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	（中略）	（中略）
						建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	（中略）	（中略）
					その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	（中略）	（中略）
						建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	（中略）	（中略）
			（摘要） １～２　（中略） ３　誘導仕様・計算併用法とは、省令第10条第２号イ（１）及びロ（２）に定める基準又は同号イ（２）及びロ（１）に定める基準により評価する方法をいう。 ４　複合建築物に係る手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が１である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。 ５　都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第２項の規定による申出があった場合の手数料の額は、この表に定める額に、５の項計画通知の目建築基準法第18条第２項の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。				
25	低炭素建築物新築等計画変更認定申請	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第１項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	１件につき					24の項低炭素建築物新築等計画認定申請の目都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第１項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節金額の欄に定める額に２分の１を乗じて得た額
			（摘要） 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第２項において準用する同法第54条第２項の規定による申出があった場合の手数料の額は、この表に定める額に、５の項計画通知の目建築基準法第18条第２項の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。					

28			その他の場合	一戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	（中略）	（中略）
						床面積の合計が200平方メートル以上のもの	（中略）	（中略）
					その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	（中略）	（中略）
						床面積の合計が200平方メートル以上のもの	（中略）	（中略）
				共同住宅等	誘導仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	（中略）	（中略）
						床面積の合計が300平方メートル以上のもの	（中略）	（中略）
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	（中略）	（中略）
						床面積の合計が300平方メートル以上のもの	（中略）	（中略）
				非住宅建築物	モデル建築物基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	（中略）	（中略）
						床面積の合計が300平方メートル以上のもの	（中略）	（中略）
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	（中略）	（中略）
						床面積の合計が300平方メートル以上のもの	（中略）	（中略）
			（摘要） １～２　（中略） ３　複合建築物に係る手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。 ４　都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第２項の規定による申出があった場合の手数料の額は、この表に定める額に、４の項計画通知の目建築基準法第18条第２項（同法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。				
29	低炭素建築物新築等計画変更認定申請	低炭素建築物新築等計画変更認定申請	１件につき					26の項低炭素建築物新築等計画認定申請の目都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第１項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節金額の欄に定める額に２分の１を乗じて得た額
			（摘要） 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第２項において準用する同法第54条第２項の規定による申出があった場合の手数料の額は、この表に定める額に、４の項計画通知の目建築基準法第18条第２項（同法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。					
			建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第１項又	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物（非住宅部分に	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ロに適合するもの		

26	建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第１項又は同法第12条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	一戸建ての住宅	仕様基準による場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	１件につき	17,000円
					建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	１件につき	19,000円
				仕様・計算併用法による場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	１件につき	25,000円
					建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	１件につき	28,000円
				その他の場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	１件につき	34,000円
					建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	１件につき	37,000円
			共同住宅等	仕様基準による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	１件につき	32,000円
					建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	１件につき	56,000円
				仕様・計算併用法による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	１件につき	50,000円
					建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	１件につき	84,000円
				その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	１件につき	67,000円
					建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	１件につき	112,000円
			工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるもののみに供する非住宅建築物（以下この項において「特定非住宅建築物」という。）	モデル建築物基準Bによる場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	１件につき	19,000円
					建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	１件につき	26,000円
				その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	１件につき	23,000円
					建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	１件につき	30,000円

30	は第13条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	限る。以下この節において同じ。）が、工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるもののみに供するものである場合		１件につき	26,000円
			建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号イに適合するもの（同号ただし書によるものを含む。）	１件につき	30,000円
		その他の場合	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ロに適合するもの	１件につき	108,000円
			建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号イに適合するもの（同号ただし書によるものを含む。）	１件につき	277,000円

			特定非住宅建築物以外の非住宅建築物(以下この項において「一般非住宅建築物」という。)	モデル建築物基準Bによる場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	85,000円
					建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	108,000円
				その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき	221,000円
					建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき	277,000円
			（摘要） 1　モデル建築物基準Bとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この摘要において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。 2　仕様基準とは、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。 3　仕様・計算併用法とは、省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）に定める基準又は同号イ（2）及びロ（1）に定める基準により評価する方法をいう。 4　共同住宅等に係る手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。 5　複合建築物に係る手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるもののみに供するものである場合にあっては特定非住宅建築物と、その他の場合にあっては一般非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。				
27	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は同法第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	1件につき				26の項建築物エネルギー消費性能適合性判定の目建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は同法第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

31	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	1件につき				30の項建築物エネルギー消費性能適合性判定の目建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
32	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付申請	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による証明書の交付申請に対する審査	1件につき				30の項建築物エネルギー消費性能適合性判定の目建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの（非住宅部分については、登録建築物エネル	非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	10,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき	16,000円
				一戸建ての住宅		1件につき	5,000円

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関	一戸建ての住宅	１件につき	5,000円

33		ギー消費性能判定機関に認められたものに限る。）である場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級５及び一次エネルギー消費量等級６に適合しているものに限る。）の写しが提出された場合				
			共同住宅等		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	１件につき	10,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上のもの	１件につき	20,000円
		その他の場合	非住宅建築物	モデル建築物基準Ａによる場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	１件につき	85,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上のもの	１件につき	108,000円
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	１件につき	221,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上のもの	１件につき	277,000円
			一戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	１件につき	17,000円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	１件につき	19,000円
				その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	１件につき	34,000円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	１件につき	37,000円
			共同住宅等	誘導仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	１件につき	32,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上のもの	１件につき	56,000円
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	１件につき	67,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上のもの	１件につき	112,000円

（摘要）
１　複合建築物に係る手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。
２　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第２項の規定による申出があった場合の手数料の額は、この表に定める額に、４の項計画通知の目建築基準法第18条第２項の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。
３　申請建築物及び他の建築物に係る手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ表に定める額の合計額とする。
４　共同住宅等に係る手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部の面積を除いた面積で申請があった場合には、建築物の延べ面積から共用部の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして手数料の額を算定したときの当該手数料の額に相当する額とする。
５　モデル建築物基準Ａとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この摘要において「省令」という。）第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準をいう。
６　誘導仕様基準とは、省令第10条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準をいう。

する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの（非住宅部分については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に認められたものに限る。）である場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級５及び一次エネルギー消費量等級６に適合しているものに限る。）の写しが提出された場合	共同住宅等		建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	１件につき	10,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	１件につき	20,000円
	非住宅建築物		建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	１件につき	10,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	１件につき	16,000円
その他の場合	一戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	１件につき	17,000円
			建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	１件につき	19,000円
		誘導仕様・計算併用法による場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	１件につき	25,000円
			建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	１件につき	28,000円
		その他の場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	１件につき	34,000円
			建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	１件につき	37,000円
	共同住宅等	誘導仕様基準による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	１件につき	32,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	１件につき	56,000円
		誘導仕様・計算併用法による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	１件につき	50,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	１件につき	84,000円
		その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	１件につき	67,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	１件につき	112,000円
	非住宅建築物	モデル建築物基準Aによる場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	１件につき	85,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	１件につき	108,000円
		その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	１件につき	221,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	１件につき	277,000円

（摘要）
１　モデル建築物基準Aとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この摘要において「省令」という。）第10条第１号イ(２)及びロ(２)に定める基準をいう。
２　誘導仕様基準とは、省令第10条第２号イ(２)及びロ(２)に定める基準をいう。
３　誘導仕様・計算併用法とは、省令第10条第２号イ(１)及びロ(２)に定める基準又は同号イ(２)及びロ(１)に定める基準により評価する方法をいう。
４　共同住宅等に係る手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。
５　複合建築物に係る手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその

			単位住戸の数が１である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。 ６　申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ表に定める額の合計額とする。 ７　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第２項の規定による申出があった場合の手数料の額は、この表又は適用の４から６に定める額に、５の項計画通知の目建築基準法第18条第２項の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による金額を加算した額とする。	
29	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	１件につき	28の項建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の目建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節金額の欄に定める額に２分の１を乗じて得た額
			（摘要） １　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第２項において準用する同法第30条第２項の規定による申出があった場合の手数料の額は、この表に定める額に、５の項計画通知の目建築基準法第18条第２項の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。 ２　（中略）	

34	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査				１件につき	31の項の各区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に２分の１を乗じて得た額
		（摘要） １　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第２項において準用する同法第35条第２項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の額は、この表に定める額に、４の項計画通知の目建築基準法第18条第２項の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。 ２　（中略）					
	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	申請に係る建築物エネルギー消費性能について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第３号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの（非住宅部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関に認められたものに限る。）である場合又は次に掲げる書類が提出された場合で、建築基準法第７条第５項、第７条の２第５項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）が交付された時点から認定申請時点までに変更がないとき ア　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第１項に基づく認定の通知書の写し及び検査済証の写し イ　都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項に基づく認定の通知書の写し及び検査済証の写し ウ　住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級４及び一次エネルギー消費量等級４若しくは５（建築物のエネルギー消費性能の向上	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第１項に規定する非住宅部分（以下この項において「非住宅部分」という。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	１件につき	10,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上のもの	１件につき	16,000円
				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第１項に規定する住宅部分（以下この項において「住宅部分」という。）	一戸建ての住宅	１件につき	5,000円
					共同住宅等　床面積の合計が300平方メートル未満のもの	１件につき	10,000円
					共同住宅等　床面積の合計が300平方メートル以上のもの	１件につき	20,000円

			35			等に関する法律の施行の際、現に存する建築物の住宅部分については、等級３を含む。）に適合していること）の写し					
						その他の場合	非住宅部分	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号イに適合するもの（同号ただし書によるものを含む。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	１件につき	221,000円
									床面積の合計が300平方メートル以上のもの	１件につき	277,000円
								建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ロに適合するもの	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	１件につき	85,000円
									床面積の合計が300平方メートル以上のもの	１件につき	108,000円
							住宅部分	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（１）に適合するもの（同号ただし書によるものを含む。）	一戸建ての住宅 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	１件につき	34,000円
									一戸建ての住宅 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	１件につき	37,000円
									共同住宅等 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	１件につき	67,000円

									床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき	112,000円
								建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するもの又は同省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に適合するもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	17,000円
										床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	19,000円
									共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	32,000円
										床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき	56,000円

摘要）
1　非住宅部分と住宅部分から成る建築物の手数料の額は、それぞれの部分について、この項の各区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。
2　共同住宅等に係る建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部の面積を除いた面積で申請があった場合には、建築物の延べ面積から共用部の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして手数料の額を算定したときの当該手数料の額に相当する額とする。

30	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	1件につき				26の項建築物エネルギー消費性能適合性判定の目建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は同法第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
31	建築台帳記載証明書交付		1通につき				300円
	長期優良住宅建築等計画認定申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87条）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅の普及の促進に関	新築	一戸建ての住宅	1件につき	8,000円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき	15,000円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの	1件につき	26,000円

32			する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	増築又は改築	一戸建ての住宅	１件につき	12,000円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸以下のもの	１件につき	23,000円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸を超えるもの	１件につき	40,000円
			その他の場合	新築	一戸建ての住宅	１件につき	41,000円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸以下のもの	１件につき	101,000円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸を超えるもの	１件につき	163,000円
				増築又は改築	一戸建ての住宅	１件につき	62,000円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸以下のもの	１件につき	152,000円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸を超えるもの	１件につき	244,000円
			（摘要） １　共同住宅等に係る手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第４項又は第５項の規定による認定の申請に係るものを除く。）の額は、この節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 ２　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出があった場合の手数料の額は、この表に定める金額に、５の項計画通知の目建築基準法第18条第２項の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。				
33	長期優良住宅維持保全計画認定申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第６項又は第７項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合		一戸建ての住宅	１件につき	12,000円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸以下のもの	１件につき	23,000円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸を超えるもの	１件につき	40,000円
			その他の場合		一戸建ての住宅	１件につき	62,000円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸以下のもの	１件につき	152,000円
					共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が５戸を超えるもの	１件につき	244,000円
			（摘要） 共同住宅等に係る手数料（第５条第６項の規定による認定の申請に係るものに限る。）の額は、この節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。				
34	長期優良住宅建築等計画変更認定申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第１項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	１件につき				32の項長期優良住宅建築等計画認定申請の目長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項から第５項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節金額の欄に定める額（共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第４項又は第５項の規定による認定の申請に基づき第６条第１項の認定を受けたものを除く。）の変更にあっては、同節の摘要に定める額）に２分の１を乗じて得た額

			（摘要） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項において準用する同法第６条第２項の規定による申出があった場合の手数料の額は、この表に定める額に、５の項計画通知の目建築基準法第18条第２項の規定による計画の通知に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。	
		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第９条第１項又は第３項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	１件につき	1,700円
35	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第１項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	１件につき	33の項長期優良住宅維持保全計画認定申請の目長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第６項又は第７項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節金額の欄に定める額（共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画（第５条第６項の規定による認定の申請に基づき第６条第１項の認定を受けたものに限る。）の変更にあっては、同節の摘要に定める額）に２分の１を乗じて得た額
36	計画の認定に基づく地位の承継の承認申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による計画の認定に基づく地位の承継の承認申請に対する審査	１件につき	1,700円